

# 高松市・香南町合併協議会 第 7 回 会 議

## 附属資料（新規提案分）

### 目 次

1	「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 4 号資料）	1 ~ 4
2	「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 5 号資料）	5 ~ 8
3	「消防団の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 6 号資料）	9 ~ 14
4	「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 7 号資料）	15 ~ 21
5	「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料（協議第 2 8 号資料）	22 ~ 27
6	「障害者福祉事業について」に関する資料（協議第 2 9 号資料）	28 ~ 41
7	「消防防災関係事業」に関する資料（協議第 3 0 号資料）	42 ~ 48
8	「その他の事業について」に関する資料（協議第 3 1 号 ~ 3 3 号資料）	49 ~ 54

協議第24号資料

「一般職の職員の身分の取扱いについて」に関する資料

職 員 数 等 に つ い て ..... 2 ~ 4

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い	
分類	職員数等	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 職員数	3,287人 (平成16年4月1日 現在)	76人 (平成16年4月1日 現在)
2 職層別人数	部長級 21人 部次長級 46人 課長級 133人 課長補佐級 232人 係長級 803人 一般職・教員等 2,052人 (平成16年4月1日 現在)	部長級 - 人 部次長級 - 人 課長級 8人 課長補佐級 9人 係長級 20人 一般職・教員等 39人 (平成16年4月1日 現在)
3 級別職種	(全職種) 1級 1 定型的な業務を行う主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 2級 1 主事もしくは技師又はこれに相当する職務 2 相当高度の知識又は経験に基づく事務員もしくは技術員又はこれに相当する職務 3級 1 高度の知識又は経験を必要とする主事もしくは技師又はこれに相当する職務 4級 1 係長又はこれに相当する職務 5級 1 相当困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 6級 1 困難な業務を処理する係長又はこれに相当する職務 7級 1 課長補佐又はこれに相当する職務	(行政職) 1級 主事補、技師補、保育士、児童厚生員、教諭 2級 主事、技師、保育士、児童厚生員、教諭 3級 主任主事、主任技師、保育士、児童厚生員、教諭 4級 主査、主任主事、主任技師、保育士、児童厚生員、教諭 5級 係長、主席保育士、主任保育士、主任児童厚生員、主査、保育士、児童厚生員、主任教諭、教諭 6級 課長補佐、保育所長、児童館長、副主幹、主席保育士、主任保育士、主任児童厚生員、局長、幼稚園長、課長、係長、主査 7級 課長、主幹、保育所長、児童館長、局長、幼稚園長 8級 参事、課長、局長 印の付されている職務については、高度の知識又は経験を必要とする職務とする。

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
香南町の定数内の職員は、すべて高松市の職員として引き継ぐ。 職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、高松市の職員と不均衡が生じないように公正に取り扱うものとし、その細目は、両市町の長が別に協議して定める。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い		部会名	総務																
分類	職員数等																			
現 況																				
項 目	高 松 市		香 南 町																	
	<table border="1"> <tr> <td>8級</td> <td>1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>9級</td> <td>1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>10級</td> <td>1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務</td> </tr> <tr> <td>11級</td> <td>1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務</td> </tr> </table>		8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務	9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務	10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務	11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務	<p>(技能職)</p> <table border="1"> <tr> <td>1級</td> <td>自動車運転手、用務員、調理員その他の技能職及び労務職の職務</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>相当の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務</td> </tr> <tr> <td>4級</td> <td>特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務</td> </tr> </table>		1級	自動車運転手、用務員、調理員その他の技能職及び労務職の職務	2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務	3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務	4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務
8級	1 課長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長補佐又はこれに相当する職務																			
9級	1 部次長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する課長又はこれに相当する職務																			
10級	1 部長又はこれに相当する職務 2 困難な業務を処理する部次長又はこれに相当する職務																			
11級	1 困難な業務を処理する部長又はこれに相当する職務																			
1級	自動車運転手、用務員、調理員その他の技能職及び労務職の職務																			
2級	相当の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務																			
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務																			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職及び労務職の職務																			
			問 題 点 ・ 課 題																	
			対 応 策																	
			調 整 案																	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	10 一般職の職員の身分の取扱い					
分類	職員数等					
現 況						
項目	高 松 市			香 南 町		
4 平均給料月額等	区分	一般行政職	技能職	区分	一般行政職	技能職
	平均給料月額	358,539円	347,589円	平均給料月額	311,632円	290,266円
	平均給与月額	417,272円	390,950円	平均給与月額	330,370円	294,183円
	平均年齢	42歳2月	44歳4月	平均年齢	42歳3月	52歳1月
	(平成16年4月1日現在)			(平成16年4月1日現在)		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

--

対 応 策

--

調 整 案

--

協議第25号資料

「一部事務組合等の取扱いについて」に関する資料

一部事務組合等の状況について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6～8

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	16 一部事務組合等の取扱い	
分類	一部事務組合等の状況	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 高松地区広域市町村圏振興事務組合	<p>(構成市町) 高松市・塩江町・香川町・香南町・直島町・三木町・牟礼町・庵治町・綾上町・綾南町・国分寺町</p> <p>(共同で実施している事務) 広域市町村圏計画の策定 広域市町村圏計画実施のための連絡調整 総合老人ホーム「ひぐらし荘」の設置・管理運営 介護認定審査会の設置・管理運営 広域交流センターの設置・管理運営 し尿処理施設の設置・管理運営 南部ごみ処理施設及び同施設に併設する関連施設の設置・管理運営 西部ごみ処理施設と、それに併設するスポーツ・レクリエーション公園の設置・運営管理 椋川ダム建設 椋川ダムに係る水道用水の供給</p>	<p>(構成市町) 高松市と同じ。</p> <p>(共同で実施している事務) 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。 高松市と同じ。</p> <p>該当なし。</p> <p>高松市と同じ。 高松市と同じ</p>
2 木田香川地区町村税滞納整理組合	<p>該当なし。</p>	<p>(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町・直島町</p> <p>(共同で実施している事務) 滞納町村税等の整理</p>

部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
-------	---------------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・両市町が加入している一部事務組合に差異がある。 ・香南町のみが加入している一部事務組合がある。 ・香南町では、土地開発公社を設立していない。</p>

対 応 策
<p>・両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 ・香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 ・土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>

調 整 案
<p>両市町が加入している一部事務組合については、高松市として引き続き加入する。 香南町のみが加入している一部事務組合については、住民サービスの变化を来さないことを基本に、その取扱いについて、合併時までに調整し、所要の手続きを行うものとする。 土地開発公社については、高松市の制度を適用する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		16 一部事務組合等の取扱い		部 会 名	総務・企画財政・市民・消防
分 類		一部事務組合等の状況			
		現 況		問 題 点 ・ 課 題	
項 目	高 松 市	香 南 町		対 応 策	
3 讃岐地区広域 消防組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町・三木町・牟礼町・庵治町 (共同で実施している事務) 消防組織法及び消防法の定める消防事務 水利施設の設置及び管理並びに非常備消防に 関する事務を除く。 液化石油ガスの保安及び取引の適正化に関する 法律に基づく事務のうち、以下のもの。 (1) 第16条の2第2項の規定による命令 (2) 第38条の3の規定による届出の受理 (3) 第83条第3項の規定による立入検査等  (1)及び(3)については、(2)の届出に係るもの に限る。			
4 香川南部葬斎 場組合	該当なし。	(構成市町) 塩江町・香川町・香南町 (共同で実施している事務) 火葬場の設置、管理、葬斎事業			
				調 整 案	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目		16 一部事務組合等の取扱い		部会名	総務・企画財政・市民・消防
分類		一部事務組合等の状況			
		現況		問題点・課題	
項目	高松市	香	南	対応策	
		市	町	調整案	
5 香川各市町総合事務組合	該当なし。	(構成市町) 善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、県内全町(30町)、消防関係一部事務組合(32組合)、財産区(34財産区)			
		(共同で処理する事務)			
		・組合市町等の職員に対する退職手当の支給に関する事務			
		・非常勤消防団員の災害補償			
		・消防作業及び救急業務協力者の災害補償			
		・水防従事者の災害補償			
		・災害対策応急措置業務従事者の災害補償			
		・非常勤消防団員の退職報償金支給			
		・消防団員及び消防作業等従事者の賞じゅつ金、弔慰金、見舞金の支給			
		・議会の議員その他非常勤の職員の公務災害又は通勤による災害補償			
		・公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する事務			
6 土地開発公社	【高松市 土地開発公社】 (基本財産) 500万円 (設立日) 昭和48年3月31日	該当なし。			

協議第26号資料

「消防団の取扱いについて」に関する資料

組 織 に つ い て .....	10
消 防 団 員 の 報 酬 等 に つ い て .....	11
消 防 団 員 互 助 共 済 会 に つ い て .....	12
被 服 等 貸 与 に つ い て .....	13
消 防 団 車 両 に つ い て .....	14

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い																																																								
分類	組織																																																								
項目	現 高 松 市	況 香 南 町																																																							
1 組織の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団数 1</li> <li>・方面隊数 6</li> <li>・分団数 26</li> <li>・屯所 55</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団数 1</li> <li>・方面隊数 -</li> <li>・分団数 2</li> <li>・屯所 2</li> </ul>																																																							
2 階級定員及び現員数	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>4</td><td>4</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>26</td><td>26</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>55</td><td>55</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>84</td><td>83</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>158</td><td>157</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>478</td><td>442</td></tr> <tr><td>計</td><td>806</td><td>768</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>	階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	4	4	分団長	26	26	副分団長	55	55	部 長	84	83	班 長	158	157	団 員	478	442	計	806	768	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階 級</th> <th>定員(人)</th> <th>現員数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団 長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>1</td><td>1</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>部 長</td><td>2</td><td>2</td></tr> <tr><td>班 長</td><td>6</td><td>6</td></tr> <tr><td>団 員</td><td>41</td><td>41</td></tr> <tr><td>計</td><td>55</td><td>55</td></tr> </tbody> </table> <p>(平成16年4月1日現在)</p>		階 級	定員(人)	現員数(人)	団 長	1	1	副団長	1	1	分団長	2	2	副分団長	2	2	部 長	2	2	班 長	6	6	団 員	41	41	計	55	55
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																							
団 長	1	1																																																							
副団長	4	4																																																							
分団長	26	26																																																							
副分団長	55	55																																																							
部 長	84	83																																																							
班 長	158	157																																																							
団 員	478	442																																																							
計	806	768																																																							
階 級	定員(人)	現員数(人)																																																							
団 長	1	1																																																							
副団長	1	1																																																							
分団長	2	2																																																							
副分団長	2	2																																																							
部 長	2	2																																																							
班 長	6	6																																																							
団 員	41	41																																																							
計	55	55																																																							

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団の組織が異なる。</li> <li>・階級の定員に差異がある。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・香南町消防団を高松市消防団に統合し、高松市消防団香南分団とする。</li> <li>・香南町消防団の団員については、高松市消防団員として引き継ぐものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>香南町消防団は、高松市消防団に統合する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員の報酬等	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 団員報酬	報酬額(年額) 団 長 - 151,900円 副団長 - 88,000円 分団長 - 63,200円 副分団長 - 36,000円 部 長 - 29,700円 班 長 - 27,500円 団 員 - 25,500円	報酬額(年額) 団 長 - 102,000円 副団長 - 85,000円 分団長 - 70,000円 副分団長 - 55,000円 部 長 - 46,000円 班 長 - 42,000円 団 員 - 40,000円
2 出勤報酬等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4時間以上の火災出勤者及び水防(訓練含む)出勤者 1人1回につき 2,800円</li> <li>・ 4時間未満の火災出勤者及び訓練、警戒等の出勤者 1人1回につき 2,400円</li> <li>・ 機関員 車両1台当たり1人 年額 6,950円 小型ポンプ1台当たり1人 年額 3,050円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出勤報酬 1人1回 2,300円 町外出勤の場合は1人1回 12,000円</li> <li>・ 機関員手当 各分団1人月額 1,700円</li> <li>・ 香川県消防学校受講手当 1人日額 9,000円</li> </ul>
3 退職報償金	【5年以上の団員】 消防団員等公務災害補償等共済基金法の規定に基づく額を支給  【3年以上5年未満の団員】 高松市消防団員相互共助会から 一律 30,000円を支給	【5年以上の団員】 高松市と同じ。  【3年以上5年未満の団員】 香南町から 一律 20,000円を支給
4 公務災害補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防団員等公務災害補償等共済基金に加入しており、その規定に基づき支給している。</li> <li>・ 消防団員福祉共済に加入しており、その規定に基づき支給している。</li> </ul>	高松市と同じ。

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
団員報酬、出勤報酬等及び退職報償金に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団員互助共済会	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 名称	高松市消防団員相互共助会	該当なし。
2 目的	消防団員の親睦を趣旨とし、相互の共済及び福祉の向上を目的とする。	
3 事業内容等	(事業) 消防団員の死亡、公務負傷の共助救慰、退団者の報償などの給付を行う。  (給付) 死亡弔慰金、公務負傷見舞金、退団者報償、操法大会助成など	
4 会費	団員1人につき 650円(年額)	
5 その他	市の補助金等 一人当たり3,000円を補助(年額)	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
香南町には、消防団員互助共助会がない。

対 応 策
高松市の制度を適用する。

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い											
分類	被服等貸与											
現 況												
項目	高 松 市						香 南 町					
1 貸与品目・数量等	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数	品目	数量	支給対象	貸与年数
	制服	1	全員	なし	制服	1	全員	-	制服	1	全員	-
	制帽	1	〃	〃	制帽	1	〃	-	制帽	1	〃	-
	ネクタイ	1	〃	〃	ネクタイ	1	〃	-	ネクタイ	1	〃	-
	盛夏服	2	半袖は副分団長以上	〃	盛夏服	なし	-	-	盛夏服	なし	-	-
	盛夏帽	1	全員	〃	盛夏帽	なし	-	-	盛夏帽	なし	-	-
	訓練服	1	〃	〃	訓練服	2(夏・冬)	全員	-	訓練服	2(夏・冬)	〃	-
	ベルト	3	〃	〃	ベルト	2(夏・冬)	〃	-	ベルト	2(夏・冬)	〃	-
	白手袋	1	〃	〃	白手袋	1	〃	-	白手袋	1	〃	-
	防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付			防火衣	消防屯所備付		
	ヘルメット	各屯所の消防団員数分			ヘルメット	消防屯所備付			ヘルメット	消防屯所備付		
	長靴	長靴は副団長以上			長靴	1	全員	-	長靴	1	〃	-
	ゴム長靴	1	全員	なし	ゴム長靴	1	〃	-	ゴム長靴	1	〃	-
	階級章	2	〃	〃	階級章	2	〃	-	階級章	2	〃	-
	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	なし	-	-	団員徽章	なし	-	-
	訓練ヘルメット	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			訓練ヘルメット	1	全員	-	訓練ヘルメット	1	〃	1年
	作業用皮手袋	2	全員	なし	作業用皮手袋	1	〃	1年	作業用皮手袋	1	〃	1年
	アホロキャップ	1	〃	〃	アホロキャップ	なし	-	-	アホロキャップ	なし	-	-
	防寒衣	なし	-	-	防寒衣	1	全員	-	防寒衣	1	〃	-
	雨合羽	消防屯所備付 各屯所の消防団員数分			雨合羽	消防屯所備付			雨合羽	消防屯所備付		
脚半	1	全員	-	脚半	なし	-	-	脚半	なし	-	-	

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
貸与品目、数量等に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	19 消防団の取扱い	
分類	消防団車両	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 現況	消防ポンプ車（CD-1）10台 消防ポンプ車（BS-1）23台 消防ポンプ車（BD-1）2台 指揮広報車 1台 小型動力ポンプ積載車 17台 小型動力ポンプ積載車（軽）3台	消防ポンプ車（CD-1）2台 小型動力ポンプ積載車（B2）2台

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
装備等に差異がある。

対 応 策
香南町消防団の車両の積載資機材は、 当分の間、現行のとおりとする。

調 整 案
香南町消防団の車両については、高松 市消防団に引き継ぐものとする。

「国民健康保険事業の取扱いについて」に関する資料

国民健康保険（料・税）の賦課等について	16～17
国民健康保険の健康推進事業について	18
出産育児一時金について	19
葬祭費について	20
高額療養費貸付制度について	21

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い																																					
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等																																					
	現 況																																					
項目	高 松 市	香 南 町																																				
1 保険料・税の区分	保険料	保険税																																				
2 賦課期日	4月1日	高松市と同じ。																																				
3 賦課方式	4方式 (所得割、資産割、均等割、平等割)	高松市と同じ。																																				
4 税率等 (年額)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>7.0 / 100</td> <td>1.5 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>26.9 / 100</td> <td>5.9 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>29,100円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,200円</td> <td>4,300円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	7.0 / 100	1.5 / 100	資産割	26.9 / 100	5.9 / 100	均等割	29,100円	7,000円	平等割	24,200円	4,300円	課税限度額	530,000円	80,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>率及び限度額</th> <th>医療給付費分</th> <th>介護納付金分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>5.7 / 100</td> <td>0.6 / 100</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>40.0 / 100</td> <td>4.0 / 100</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>27,600円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>28,800円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>課税限度額</td> <td>530,000円</td> <td>80,000円</td> </tr> </tbody> </table>	率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分	所得割	5.7 / 100	0.6 / 100	資産割	40.0 / 100	4.0 / 100	均等割	27,600円	6,000円	平等割	28,800円	3,000円	課税限度額	530,000円	80,000円
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	7.0 / 100	1.5 / 100																																				
資産割	26.9 / 100	5.9 / 100																																				
均等割	29,100円	7,000円																																				
平等割	24,200円	4,300円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
率及び限度額	医療給付費分	介護納付金分																																				
所得割	5.7 / 100	0.6 / 100																																				
資産割	40.0 / 100	4.0 / 100																																				
均等割	27,600円	6,000円																																				
平等割	28,800円	3,000円																																				
課税限度額	530,000円	80,000円																																				
5 納期	年8回 (7月から翌年の2月まで 毎月)	高松市と同じ。 (6月から翌年の1月まで 毎月)																																				
6 法定軽減制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・7割軽減 前年における総所得金額が33万円以下の世帯</li> <li>・5割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を除く被保険者数 × 24万5千円) 以下の世帯</li> <li>・2割軽減 前年における総所得金額が33万円 + (世帯主を含む被保険者数 × 35万円) 以下の世帯</li> </ul>	高松市と同じ。																																				

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険税と保険料の違いにより、根拠法令等が異なる。</li> <li>・税率等及び徴収方法等が異なる。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>・香南町で賦課・収納した保険税については、高松市がそのまま保険税として引継ぎ、遡及等が生じた場合は、保険税の法令を適用する。</li> <li>・香南町地域の医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> <li>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。</li> <li>ただし、医療給付費分に係る国民健康保険税(料)率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。</li> </ul>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い		部会名	市民
分類	国民健康保険(料・税)の賦課等			
現 況				
項目	高 松 市	香 南 町	問 題 点 ・ 課 題	
7 減免制度	天災その他災害を受けた者、その他特別の事情のある者 高松市国民健康保険料減免取扱基準により適用	高松市と同じ 香南町国民健康保険税減免取扱基準により適用		
8 徴収方法等	滞納世帯へは、主として非常勤の国保推進員が臨戸訪問し収納している	滞納世帯へは、職員による臨戸徴収を実施している。 徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。		
			対 応 策	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	国民健康保険の健康推進事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 人間ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に1年以上継続して加入していること</li> <li>・満40歳以上であること</li> <li>・納期限の到来している保険料を完納していること</li> </ul> <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満40歳以上70歳未満であること</li> <li>・納期限の到来している保険料を完納していること</li> </ul> <p>助成額(1日コースのみ対象) 自己負担 7,000円でそれ以外助成</p>
2 脳ドック助成	<p>対象者(下記の条件をすべて満たす者)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険に1年以上継続して加入していること</li> <li>・満40歳以上であること</li> <li>・納期限の到来している保険料を完納していること</li> </ul> <p>助成額 1人1年度につき25,000円</p>	該当なし。
3 がん検診等助成	該当なし。	胃がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、肺がん、C型肝炎、前立腺がん、健康度測定について、国保被保険者は無料

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・人間ドック助成の対象者及び助成額が異なる。</p> <p>・香南町には、脳ドック助成制度がない。</p> <p>・高松市には、がん検診等助成制度がない。</p>

対 応 策
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	出産育児一時金	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 受給対象者	国民健康保険被保険者で出産(死産も含む。)した者 ただし、資格取得後6カ月以内で、それ以前に社会保険の本人資格が1年以上ある場合は除く。	高松市と同じ。
2 給付額	出生児1人につき30万円	高松市と同じ。
3 給付の手続き	・出生届の後の場合 申請書だけを提出 ・出生届以前の場合 医師の出生証明等の添付が必要 ・死産の場合 埋葬許可書又は医師の証明が必要	高松市と同じ。
4 給付方法	世帯主の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から1週間 ・現金払い.....即日に支給	・口座振込.....支給日は8、18、28日 ・現金払い.....申請後、速やかに支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
支給期日が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	葬祭費	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 受給対象	国民健康保険被保険者が死亡した場合に、葬儀を行った者	高松市と同じ。
2 給付額	1件当たり5万円	1件当たり3万円
3 給付の手続き	国民健康保険離脱手続きに併せ、申請書を提出	高松市と同じ。
4 給付方法	申請者の口座へ振込み、又は現金払いで支給	高松市と同じ。
5 支給期日	・口座振込.....申請から2週間 ・現金払い.....支給日は、月2回	・口座振込.....支給日は8、18、28日 ・現金払い.....申請後、速やかに支給

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
給付額及び支給期日が異なる。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	22 国民健康保険事業の取扱い	
分類	高額療養費貸付制度	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 申請者の資格	・国保料を完納していること ・所得税の非課税者のみで構成されている世帯	国保料を完納していること
2 貸付限度額	高額療養費該当額の9割	高額療養費該当額の8割
3 貸付利息	なし	なし
4 償還方法	高額療養費支給時に、自動振替	高松市と同じ。
5 貸付基金	なし 国民健康保険事業特別会計予算で対応	高額療養費つなぎ基金

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
申請者の資格及び貸付限度額が異なる。 高松市では、高額療養費貸付基金を設置していない。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

## 協議第28号資料

### 「介護保険事業の取扱いについて」に関する資料

運 営 主 体 等 に つ い て .....	23
介 護 保 険 料 の 賦 課 ・ 徴 収 に つ い て .....	24
介 護 保 険 給 付 事 業 に つ い て .....	25
利 用 者 負 担 軽 減 事 業 に つ い て .....	26
介 護 認 定 調 査 事 業 等 に つ い て .....	27

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	運営主体等	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 運営主体	高松市が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 64,853人 第2号 466人(要介護認定者数) 合計 65,319人  (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 2,276人 ・要介護1 4,239人 ・要介護2 1,513人 ・要介護3 1,165人 ・要介護4 1,228人 ・要介護5 1,300人 計 11,721人	香南町が保険者として運営 (被保険者数:平成16年4月1日現在) 第1号 1,654人 第2号 7人(要介護認定者数) 合計 1,661人  (介護認定者数:平成16年4月1日現在) ・要支援 37人 ・要介護1 101人 ・要介護2 53人 ・要介護3 43人 ・要介護4 44人 ・要介護5 29人 計 307人
2 介護保険事業計画	(内容) 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、5年を1期として策定し、3年ごとに見直しを行う。 (期間) ・第1期 平成12年度～平成16年度 ・第2期 平成15年度～平成19年度	(内容) 高松市と同じ。  (期間) 高松市と同じ。
3 介護保険事業財政調整基金	運用利子及び余剰金を積立 (基金残高:平成16年3月31日現在) 1,128,579千円	高松市と同じ (基金残高:平成16年3月31日現在) 15,107千円
4 香川県財政安定化基金拠出金等	(内容) 介護保険事業計画の保険給付額をもとに指示された拠出率(0.001)を乗じて拠出 (基金からの借入金) なし	(内容) 高松市と同じ。  (基金からの借入金) なし

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い																																								
分類	介護保険料の賦課・徴収																																								
	現 況																																								
項目	高 松 市	香 南 町																																							
1 保険料	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>16,200</td> <td>0.40</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>29,100</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>40,400</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>50,500</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>60,600</td> <td>1.50</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>70,700</td> <td>1.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	16,200	0.40	第2段階	29,100	0.72	第3段階	40,400		第4段階	50,500	1.25	第5段階	60,600	1.50	第6段階	70,700	1.75	<p>第1号被保険者(65歳以上の者) (平成16年度)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>年額保険料(円)</th> <th>乗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>18,000</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>27,000</td> <td>0.75</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>36,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>45,000</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>54,000</td> <td>1.50</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3段階が基準保険料 その他の段階の保険料は基準保険料×乗率</p>	段 階	年額保険料(円)	乗率	第1段階	18,000	0.50	第2段階	27,000	0.75	第3段階	36,000		第4段階	45,000	1.25	第5段階	54,000	1.50
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	16,200	0.40																																							
第2段階	29,100	0.72																																							
第3段階	40,400																																								
第4段階	50,500	1.25																																							
第5段階	60,600	1.50																																							
第6段階	70,700	1.75																																							
段 階	年額保険料(円)	乗率																																							
第1段階	18,000	0.50																																							
第2段階	27,000	0.75																																							
第3段階	36,000																																								
第4段階	45,000	1.25																																							
第5段階	54,000	1.50																																							
2 賦課期日	毎年4月1日	高松市と同じ。																																							
3 納期	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1期.....7月1日から7月31日まで</li> <li>第2期.....8月1日から8月31日まで</li> <li>第3期.....9月1日から9月30日まで</li> <li>第4期.....10月1日から10月31日まで</li> <li>第5期.....11月1日から11月30日まで</li> <li>第6期.....12月1日から12月31日まで</li> <li>第7期.....1月1日から1月31日まで</li> <li>第8期.....2月1日から2月末日まで</li> </ul> <p>参考:第1号被保険者(特別徴収) 年金額が年間18万円以上の者は、年金支給時</p>	<p>第1号被保険者(普通徴収)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第1期.....6月1日から6月30日まで</li> <li>第2期.....7月1日から7月31日まで</li> <li>第3期.....8月1日から8月31日まで</li> <li>第4期.....9月1日から9月30日まで</li> <li>第5期.....10月1日から10月31日まで</li> <li>第6期.....11月1日から11月30日まで</li> <li>第7期.....12月1日から12月31日まで</li> <li>第8期.....1月1日から1月31日まで</li> </ul> <p>参考:第1号被保険者(特別徴収) 高松市と同じ。</p>																																							
4 滞納保険料の徴収方法等	<p>主として非常勤の介護保険推進員が臨戸訪問し、収納している。 介護保険推進員の職務 介護保険料の徴収、納付勧奨、申告書の受領、口座振替の勧奨、居所調査等</p>	<p>職員が臨戸訪問し、収納している。</p>																																							

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・保険料段階、保険料額、乗率及び納期が異なる。 ・滞納保険料の徴収方法が異なる。 ・第1号被保険者の保険料については、運営主体である市町が定める平成18年度からの第3期介護保険事業計画において、見直しを行うこととなっている。</p>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、平成18年度から3年度間の保険料額に差異を生じる場合は、経過措置を含め対応するものとする。 また、香南町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度以降は、第3期介護保険事業計画における保険料額を踏まえ、調整を行うものとする。 また、香南町の第1号被保険者の保険料に係る納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護保険給付事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 介護・予防給付	現物給付 ・居宅介護サービス 1割自己負担 ・施設介護サービス 1割自己負担 (食事代は標準負担額 1日780円)  償還払 ・福祉用具購入費の支給 年間10万円購入限度(1割自己負担) ・住宅改修費の支給 20万円改修限度(1割自己負担)	高松市と同じ。
2 高額介護サービス	(内容) 1カ月の利用者負担額の合計が上限額を超えた額を支給 ・一般世帯 37,200円上限 ・市民税世帯非課税 24,600円上限 ・生活保護受給者等 15,000円上限	高松市と同じ。
3 給付費通知	(内容) サービス事業者名、サービス種類、サービス費合計額、自己負担額を月毎に記載した利用明細書を4ヶ月に1回送付 (対象) サービス利用者 (時期) 年3回(5月、9月、1月)	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
香南町では、給付費通知を行っていない。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い										
分類	利用者負担軽減事業										
現 況											
項目	高 松 市	香 南 町									
1 法施行時の訪問介護利用者に対する助成	<p>(対象者) 法施行時に訪問介護を利用していた高齢者、障害者で要綱に定める一定の要件をみたしている者 (助成内容) 負担割合(10%)を下記の負担割合に軽減</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年度</td> <td>15</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>6%</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>障害者</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> </table>	年度	15	16	高齢者	6%	6%	障害者	3%	3%	<p>(対象者) 高松市と同じ。 (助成内容) 高松市と同じ。</p>
年度	15	16									
高齢者	6%	6%									
障害者	3%	3%									
2 法施行後の新規の訪問介護利用者に対する助成	該当なし。	<p>(対象者) 法施行後、新規の訪問介護の利用者 (助成内容) 法施行時の訪問介護の利用者と同様の助成 平成16年度をもって廃止</p>									
3 社会福祉法人減免に対する助成	<p>(対象者) 低所得者で特に生計が困難なサービス利用者に対し、利用者負担を減免した社会福祉法人 (所得要件) サービス利用者の年間所得60万円以下 (助成内容) ・対象サービス(老人福祉施設, 通所介護等) ・減免した利用者負担の総額が本来受領すべき収入の1%を超えた場合、所定の要件で、その2分の1の額を市が助成する。</p>	<p>(対象者) 高松市と同じ。 (所得要件) サービス利用者の年間所得42万円以下 (助成内容) 高松市と同じ。</p>									
4 離島での介護サービス提供事業者への助成	<p>(対象者) 男木島及び女木島でサービスを提供した事業者 (助成内容) ・福祉用具貸与、住宅改修、福祉用具購入を除き保険給付費に相当する額を助成するとともに全てのサービスについて旅客運賃および一部のサービスについては海上輸送費を助成する。</p>	該当なし。									

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香南町では、法施行後の新規の訪問介護利用者に対する助成を行っている。 ・社会福祉法人減免に対する助成の所得要件が異なる。</p>

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	23 介護保険事業の取扱い	
分類	介護認定調査事業等	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 介護認定調査 (直営)	(体制) 職員2人、非常勤嘱託職員6人 (非常勤嘱託職員は1年間の年度雇用)  (調査対象) 原則として、新規申請分の調査を実施 直営による調査は、調査全体の約2割弱	(体制) 職員2人  (調査対象) 町外施設入所者を中心に調査(全体の5%)
2 介護認定調査 (委託)	(調査対象) 直営分を除く調査(原則として、更新分) (委託先) 市内老人介護支援センター17カ所、老健施設4カ所、遠隔地等については随時	(調査対象) 直営分を除く調査 (委託先) 町内居宅介護支援事業所3カ所、遠隔地等については随時
3 介護認定審査会	高松地区広域市町村圏振興事務組合による運営 (参考) 委員構成 ・医療機関 49人 ・保健関係者 28人 ・福祉関係者 44人 委員の任期 2年間(平成15.4.1~17.3.31) 合議体数 24(1合議体 5人)委員数 121人 報酬 1回当たり 21,760円	高松市と同じ。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
介護認定調査について、直営・委託の調査対象が異なる。

対 応 策
高松市の制度に統一する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

「障害者福祉事業について」に関する資料

障害者手帳の交付について	29
支援費等の支給・変更決定業務について	30
育成医療等負担費用助成事業について	31
補装具給付費用負担額助成事業について	32
訪問入浴サービス事業について	33
心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業について	34
障害者(児)社会参加推進事業について	35
手話奉仕員養成事業について	36
手話奉仕員等派遣事業について	37
福祉タクシー設置補助事業について	38
身体障害者パソコン教室事業について	39
在宅重度心身障害者訪問診査事業について	40
心身障害者医療費助成事業について	41

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	障害者手帳の交付	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 県 南 高 松 市
1 身体障害者手帳の交付	<p>(実施機関)中核市として、高松市が実施 (内容) 身体障害のある者から、指定医の診断書を添えて身体障害者手帳の交付を申請された場合、市で審査・決定の上、申請者へ交付する。 (申請から交付まで) 申請 市窓口(市長に申請) 市で審査・決定 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:2,590件</p>	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 身体障害のある者から、身体障害者手帳の交付を申請された場合、県へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:51件</p>
2 療育手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 知的障害のある者から、療育手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:236件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:2件</p>
3 精神障害者保健福祉手帳の交付	<p>(実施機関)香川県において実施 (内容) 精神障害のある者から、医師の診断書または精神障害を事由とする障害年金証書を添え、精神障害者保健福祉手帳の交付を申請された場合、県知事へ進達する。 (申請から交付まで) 申請 県へ進達 県で審査・決定 県から進達元へ送付 申請者へ交付</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:324件</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p style="text-align: right;">H15年度実績:0件</p>

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
身体障害者手帳の交付事務について、実施機関に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一するとともに、身体障害者手帳の交付事務について、実施機関を香川県から高松市へ移行する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業	
分類	支援費等の支給・変更決定業務	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 身体障害者・知的障害者支援費支給・変更決定業務	<p>(内容) 居宅介護等の在宅サービス支援や施設等訓練の施設サービス支援を受けようとする身体障害者・知的障害者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績:956人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:18人</p>
2 障害児支援費支給・変更決定業務	<p>(内容) 居宅生活支援を受けようとする障害児の保護者は、支援費の支給を申請することができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績:194人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:3人</p>
3 精神障害者居宅生活支援事業の決定業務	<p>(内容) 居宅生活支援事業を受けようとする精神障害者は、支援事業の申請をすることができる。</p> <p>(申請から決定まで) 申請 審査・決定 申請者へ通知 サービス利用</p> <p>(利用者負担額) 所得に応じた、利用者負担額あり。 H15年度実績:46人</p>	<p>高松市と同じ。</p> <p>H15年度実績:0人</p>

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業										
分類	育成医療等負担費用助成事業										
現 況											
項 目	高 松 市	香 南 町									
1 事業内容	育成医療等の給付を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。	該当なし。									
2 適用医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育成医療(身体に障害のある児童に対し、その障害を除去し、又は軽減し、生活の能力を得るために必要な医療)</li> <li>・更生医療(身体に障害のある者に対し、その障害を除去し、又は軽減し、職業能力の増進や、社会・日常活動を容易にするために必要な医療)</li> </ul>										
3 助成額	所得に応じた利用者負担額										
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。										
5 助成方法	口座振込										
6 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>適用医療</th> <th>延べ人数</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>育成医療</td> <td>132人</td> <td>2,870千円</td> </tr> <tr> <td>更生医療</td> <td>1,698人</td> <td>10,770千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>		適用医療	延べ人数	助成額	育成医療	132人	2,870千円	更生医療	1,698人	10,770千円
適用医療	延べ人数	助成額									
育成医療	132人	2,870千円									
更生医療	1,698人	10,770千円									

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業													
分類	補装具給付費用負担額助成事業													
現 況														
項目	高 松 市		香 南 町											
1 事業内容	補装具(身体障害者(児)の失われた部位、損傷のある部分を補い、必要な身体機能を取り戻し、又は補うために使用される補聴器、つえ、車椅子などの用具)の交付または修理を受け、国の基準に定める費用を負担している者に、その費用を助成する。		該当なし。											
2 助成額	所得に応じた利用者負担額													
3 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請する。													
4 助成方法	口座振込													
5 助成実績	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>身体障害者</th> <th>身体障害児</th> <th>助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付</td> <td>173件</td> <td>80件</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4,459千円</td> </tr> <tr> <td>修理</td> <td>318件</td> <td>70件</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">平成15年度</p>			身体障害者	身体障害児	助成額	交付	173件	80件	4,459千円	修理	318件	70件	
	身体障害者	身体障害児	助成額											
交付	173件	80件	4,459千円											
修理	318件	70件												

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業	
分類	訪問入浴サービス事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 事業内容	身体障害者の家庭に巡回入浴車を派遣して入浴を支援する。	該当なし。
2 対象者	家庭内において入浴困難な寝たきり身体障害者で、医師が入浴可能と認める者	
3 費用負担	入浴1回につき生計中心者の所得に応じた額 (0円～12,500円/回 18階層に区分して徴収)	
4 実施方法	高松市社会福祉協議会など3事業者に委託し実施	
5 助成実績	訪問入浴回数 延べ145回(委託料2,888千円) 平成15年度	

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業	
分類	心身障害者(児)扶養共済掛金助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 事業内容	<p>心身障害者(児)の生活の安定を図るため、香川県心身障害者扶養共済制度の掛金の一部を助成する。</p> <p>[参考] 香川県心身障害者扶養共済制度 昭和45年度から香川県心身障害者扶養共済制度条例に基づき実施されているもので、心身障害者(児)を扶養する保護者が死亡または重度障害となったとき、掛金1口につき月額2万円の年金が支給される制度</p>	該当なし。
2 対象者	香川県心身障害者扶養共済制度の加入者のうち、特別障害者手当の所得制限を超えていない者	
3 助成額	<p>・低所得世帯の加入者(市民税非課税世帯、市民税均等割世帯、所得税非課税世帯): 1口目の掛金の1/2の額</p> <p>・その他の世帯の加入者(所得制限世帯を除く): 1口目の掛金の1/3の額</p> <p>[参考] 1口目の掛金(月額) 0円~13,300円(加入時の年齢、所得によって異なる)</p>	
4 申請方法	申請書に領収書等を添えて申請	
5 支給方法	口座振込	
6 助成実績	121人(助成額 2,692千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	障害者(児)社会参加推進事業	
	現 況	
項 目	高 松 市	香 南 町
1 障害者社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害者が見聞を広め、相互の親睦と交流を通して社会活動への参加意欲を高めるとともに、日常生活での活力を養うため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 市民会館で「福祉のつどい」(演芸鑑賞と交流)を開催 参加人数: 1,036人</p>	該当なし。
2 障害児社会見学事業	<p>日ごろ外出する機会の少ない障害児が見聞を広め、相互の親睦を図るとともに社会参加を促進するため、社会見学事業を実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 「あすたむらんど徳島」の見学を実施 参加人数: 1,247人</p>	該当なし。
3 街頭キャンペーン	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、市民の障害児(者)に対する理解を深めるため、街頭啓発キャンペーンを実施している。</p> <p>(平成15年度実績) 田町コミュニティー広場から丸亀町商店街まで、障害者施設鼓笛隊とともに横断幕を先頭に啓発品を配布しながら行進する。 参加人数: 250人</p>	該当なし。
4 障害児作品展	<p>「障害児を守る日」(10月1日)の行事の一環として、障害児が作成した絵画、工作などによる作品展を市役所本庁舎で開催し、市民の障害児に対する理解を深める。</p> <p>(平成15年度実績) 参加者: 724人 作品 : 541点</p>	該当なし。

部 会 名	健康福祉
-------	------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員養成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 事業内容	聴覚障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、手話奉仕員を養成する。 ・入門課程 35時間 / 基礎課程45時間 ・定員 40人	該当なし。
2 対象者	・市内に住所を有する満18歳以上で手話奉仕員活動をしようとする者 ・全課程80%以上出席できる者 ・入門・基礎課程とも参加できる者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催場所	高松市総合福祉会館内会議室	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業	
分類	手話奉仕員等派遣事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 手話奉仕員派遣事業	<p>(内容) 重度の聴覚障害者で社会参加を営む上で手話通訳を必要とする場合に、高松市身体障害者協会に委託し、手話奉仕員を派遣する。</p> <p>(派遣対象者) 社会生活上外出を必要とする場合で手話通訳をする者がいない重度の聴覚障害者</p> <p>(費用負担) 派遣対象者 無料 ただし、外出に必要な交通費は奉仕員分についても派遣対象者が負担</p> <p>(申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課</p> <p>(派遣実績) 720回(3,170千円) 平成15年度</p>	該当なし。
2 要約筆記奉仕員派遣事業	<p>(内容) 手話のできない聴覚障害者等の社会活動への参加を促進するため、要約筆記を必要とする場合に、「要約筆記サークル・ゆうあい」に委託し、要約筆記奉仕員を派遣する。</p> <p>(派遣対象) 社会生活上、外出を必要とする場合で適当な意思伝達の仲介者が得られない者、市内で開催される大会、講演会等の主催者で、聴覚障害者等のために奉仕員の派遣を必要とする者。ただし、営利を目的とする場合等は派遣を受けることができない。</p> <p>(費用負担) 無料</p> <p>(申込窓口) 委託先もしくは高松市福祉事務所障害福祉課</p> <p>(派遣実績) 64回(400千円) 平成15年度</p>	該当なし。

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-5 障害者福祉事業	
分類	福祉タクシー設置補助事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 事業内容	身体障害者が利用しやすい福祉タクシー(リフト付きタクシー)設置の推進を図るため、タクシー会社に対して、福祉タクシー用車両購入費の一部を補助する。	該当なし。
2 補助対象者	市内に住所を有するタクシー会社	
3 補助基準	福祉タクシー購入費の3分の2以内 (補助限度額260万円)	
4 補助実績	助成件数 3台(3,455千円) 平成15年度	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	身体障害者パソコン教室事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 事業内容	障害者の情報バリアフリー化を支援し、社会参加を促進するため、高松市身体障害者協会へ委託し、身体障害者を対象としたパーソナルコンピュータの操作等に関する講座を開設している。 開催回数 年2回 (昼・夜 定員各10人 )	該当なし。
2 対象者	市内に住所を有する18歳以上の身体障害者	
3 実施方法	高松市身体障害者協会に委託して実施	
4 募集(申込)方法	広報たかまつに掲載し、募集する。申し込みについては、希望者が葉書により申し込む。 ただし、応募者多数の場合は、抽選により決定する。	
5 費用負担	受講料 無料 ただし、テキスト代は実費負担	
6 開催実績	年2回開催(6月・10月) 1開催につき、昼の部・夜の部を同時に開催 31人が参加(958千円)	
7 開催場所	(平成15年度)高松市総合福祉会館内会議室 (平成16年度)高松市生涯学習センター	

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度を適用する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	在宅重度心身障害者訪問診査事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 事業内容	身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者であって、地理的条件等により、受診の機会が少ない者を対象に、医師等を派遣して診査及び更生相談を行う。 訪問診査の担当医は、医師(身体障害者福祉法第15条に規定する指定医師)、看護師等とする。	高松市と同じ。
2 対象者	・市内に住所を有する18歳以上の者 ・歩行困難のため、身体障害者・知的障害者更生相談所、医療機関に出向くことが困難な在宅の重度心身障害者 ・地理的条件等により、受診の機会が少ない者	高松市と同じ。
3 実施方法	社団法人 高松市医師会に委託して実施	高松市と同じ。
4 訪問診査の内容	(1)重度身体障害者 ・全身状態の所見及び障害局所の診断と助言、指導等 (2)重度知的障害者 ・健康診査及び保健の指導 ・生活指導及び介護指導 ・相談・指導	高松市と同じ。
5 費用負担	無料	高松市と同じ。
6 利用実績	平成15年度 2回	平成15年度 0回

部 会 名	健 康 福 祉
-------	---------

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 5 障害者福祉事業	
分類	心身障害者医療費助成事業	
現 況		
項目	高 松 市	香 南 町
1 助成対象者	身体障害者手帳1級～4級、療育手帳㉔、A、㉕、Bまたは戦傷病者手帳全項症に該当する者 (その世帯における所得による制限はなし。)	高松市と同じ。 ただし、身体障害者手帳4級及び療育手帳Bについては年齢が70歳未満の者とし、所得制限を適用している。
2 助成内容	保険診療の自己負担相当額 (ただし、高額療養費を除く。)	4級及びBについては、自己負担額の1/2を助成する。 その他の者については、高松市と同じ。
3 助成方法	現物給付 (ただし、市外の病院等で受診した場合と食事代は償還給付)	償還給付

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
助成対象者、助成内容及び助成方法に差異がある。

対 応 策
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

調 整 案
合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。

「消防防災関係事業について」に関する資料

常備消防について	43~45
防災団体等について	46
地域防災計画について	47
防災行政無線について	48

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業	
分類	常備消防	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 運営主体	高松市	讃岐地区広域消防組合 (一部事務組合)
2 組織体制	<p>消防局</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 予防課</li> <li>— 消防防災課</li> <li>— 情報指令課</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 北消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 朝日分署</li> </ul> </li> <li>— 南消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 太田出張所</li> <li>— 仏生山出張所</li> <li>— 円座出張所</li> </ul> </li> <li>— 東消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 川添出張所</li> <li>— 山田出張所</li> </ul> </li> <li>— 西消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 綾歌東部分署</li> <li>— 国分寺出張所</li> </ul> </li> </ul>	<p>消防本部 (三木町)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課</li> <li>— 予防課</li> <li>— 警防課</li> <li>— 消防署 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 東分署 (牟礼町)</li> <li>— 西分署 (香川町)</li> </ul> </li> </ul> <p>(参考) 一部事務組合の行政機構図</p> <pre> graph TD     A[関係6町] --- B[管理者]     B --- C[副管理者]     C --- D[消防本部]     B --- E[監査委員]     B --- F[組合議会議員]     C --- G[収入役]     D --- H[幹事]     </pre>
3 消防署所	1局 4署 2分署 6出張所	1本部 1署 2分署

部 会 名	消 防
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
運営主体に差異がある。

対 応 策
常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

調 整 案
常備消防については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとする。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 18 消防防災関係事業		部会名	消 防
分類	常備消防			
現 況				
項 目	高 松 市		香 南 町	
4 人員	消防局 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 13人</li> <li>— 予防課 19人</li> <li>— 消防防災課 6人</li> <li>— 情報指令課 19人</li> <li>— 北消防署 69人                         <ul style="list-style-type: none"> <li>— 朝日分署 32人</li> </ul> </li> <li>— 南消防署 46人                         <ul style="list-style-type: none"> <li>— 太田出張所 12人</li> <li>— 仏生山出張所 12人</li> <li>— 円座出張所 18人</li> </ul> </li> <li>— 東消防署 38人                         <ul style="list-style-type: none"> <li>— 川添出張所 12人</li> <li>— 山田出張所 18人</li> </ul> </li> <li>— 西消防署 38人                         <ul style="list-style-type: none"> <li>— 綾歌東部分署 21人</li> <li>— 国分寺出張所 12人</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">計 385 人</p>		消防本部 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 総務課 5人 (県派遣1人)</li> <li>— 予防課 7人</li> <li>— 警防課 9人</li> <li>— 消防署 28人                         <ul style="list-style-type: none"> <li>— 東分署 25人</li> <li>— 西分署 25人</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">計 99 人</p>	
問 題 点 ・ 課 題				
対 応 策				
調 整 案				

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業				部会名	消 防			
分類	常備消防				問題点・課題				
現況									
項目	高 松 市			香 南 町			対応策		
5 消防車両	消防局	局指令車	1	広報車	2	消防本部 (三木町)	火災原因調査車	1	
		調査車	1	支援車	1		査察車	1	
		査察車(軽)	2	積載車(軽)	1		連絡車	2	
	北消防署	指令車	1	救助工作車	1	消防署	防火号	1	
		タンク車	1	広報車	1		救助工作車	1	
		ポンプ車	1	査察車	1		指令車	1	
		梯子車	2	積載車	1		消防ポンプ自動車	2	
		化学起動車	1	電源照明車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		高規格救急車	2	水槽車	1		軽四積載車	1	
		朝日分署	ポンプ車	1	高規格救急車		1	高規格救急車	
	南消防署	化学車	2	査察車	1	東分署 (牟礼町)	梯子付消防ポンプ自動車	1	
		指令車	1	梯子車	1		消防ポンプ自動車	1	
		タンク車	1	広報車	1		水槽付消防ポンプ自動車	1	
		救助工作車	1	査察車	1		軽四積載車	1	
	太田出張所	タンク車	1			西分署 (香川町)	広報車	1	
		高規格救急車	1				高規格救急車	1	
	仏生山出張所	ポンプ車	1			化学消防ポンプ車	1		
	円座出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	消防ポンプ自動車	1		
	東消防署	指令車	1	高規格救急車	1	水槽付消防ポンプ自動車	1		
		タンク車	1	広報車	1	積載車	1		
		ポンプ車	1	査察車(軽)	1	軽四積載車	1		
	川添出張所	ポンプ車	1			広報車	1		
	山田出張所	ポンプ車	1	高規格救急車	1	高規格救急車	1		
	西消防署	指令車	1	高規格救急車	1				
タンク車		1	広報車	1					
ポンプ車		1	査察車(軽)	1					
綾歌東部分署	指令車	1	高規格救急車	1					
	ポンプ車	2	査察車(軽)	1					
国分寺出張所	ポンプ車	1							
調整案									

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業		部会名	消 防
分類	防災団体等		問題点・課題	
現 況				
項 目	高 松 市	香 南 町	対 応 策	
1 防火団体等	・高松地区防火安全協会(会員数585事業所) ・高松市幼少年婦人防火委員会 ・高松市幼年・消防消防クラブ連絡協議会 ・高松市幼年消防クラブ(保育園幼稚園20クラブ) ・高松市少年消防クラブ(小学校15クラブ) ・高松市婦人防火クラブ連絡協議会 ・高松市婦人防火クラブ(28クラブ)	・讃岐地区防火委員会	・防火団体及び自主防災組織に差異がある。 ・高松市では、自警消防団が組織されていない。	
2 自主防災組織	(組織数) 326(組織率 25.5%) (結成自治会) 407自治会(世帯数 35,839) (支援) 高松市防災資機材助成要綱に基づき防災資機材を購入し配布している。	(組織数) 106(組織率 78.4%) (結成自治会) 104自治会(世帯数 2,013) (支援) 香川県自主防災組織活動育成事業及び町単独により、自治会等へ資機材を購入し配布している。	高松市の制度に統一する。 ただし、岡自警消防団の取扱いについては、香南町地域の防災活動の低下を招かないことを基本に、合併時まで調整するものとする。	
3 自警消防団	該当なし。	(名称) 岡自警消防団 (目的) 住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、火災その他の災害による被害の防止及び軽減を図る。 (団員数) 28人 香南町岡地区に居住する年齢満18歳以上60歳未満で志操堅固、身体強健な者	高松市の制度に統一する。 ただし、自警消防団の取扱いについては、合併時まで調整するものとする。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業	
分類	地域防災計画	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 名称	高松市地域防災計画	香南町地域防災計画
2 策定年度	昭和39年 (平成8年度に震災対策編を作成している。)	昭和40年 (平成9年度に震災対策編を作成している。)
3 目的	市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に係る災害予防、災害応急対策、および災害復旧に関し、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、本市の地域ならびに市民の生命、身体および財産を災害から保護する。	香南町における災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。
4 計画の内容	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧・復興計画 5 財政金融措置 震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画 資料編	一般対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画  震災対策編 1 総則 2 災害予防計画 3 災害応急対策計画 4 災害復旧計画

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
地域防災計画に差異がある。

対 応 策
地域防災計画については、両市町の地域特性等を踏まえ、合併後速やかに香南町地域を含めた計画に見直す。

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-18 消防防災関係事業	
分類	防災行政無線	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 目的	市内において、災害が発生し、または発生する恐れがあるとき、市民の安全の確保のため、災害情報の収集及び伝達を円滑に行う事を目的として、設置している。	香南町の災害時における通信連絡及び日常行政事務に関する広報活動を円滑に行い、行政の推進、生活文化の向上、人命保護、災害の防止等住民の福祉に資するため、防災無線を設置している。
2 施設	<p>【移動系無線】</p> <p>施設整備年度 平成2年度</p> <p>基地局 高松市役所 本庁舎内</p> <p>移動局数 49局</p> <p>車載携帯型 25局</p> <p>集落可搬型 22局</p> <p>携帯型 2局</p> <p>周波数MHz 466.7625MHz</p> <p>【同報系無線】</p> <p>該当なし。</p> <p>ただし、整備について、検討中。</p>	<p>【移動系無線】</p> <p>施設整備年度 平成4年度</p> <p>基地局 香南町役場 本庁舎内</p> <p>移動局数 22局</p> <p>車載携帯型 10局</p> <p>集落可搬型 -</p> <p>携帯型 12局</p> <p>周波数MHz 466.9125MHz</p> <p>【同報系無線】</p> <p>施設整備年度 平成4年度</p> <p>基地局 香南町役場 本庁舎内</p> <p>屋外拡声子局数 4局</p> <p>戸別受信機設置数 1,746戸</p> <p>周波数 68.55MHz</p>
3 戸別受信機	該当なし。	<p>設置資格</p> <p>町内在住者 公共機関 町内事業所等</p> <p>その他必要と認めるもの</p> <p>設置補助</p> <p>設置工事費の4分の3以内</p>
<p>移動系無線</p> <p>車載型や携帯型の陸上移動無線局と基地局で通信を行うものであり、主として自治体内の通信手段。</p> <p>同報系無線</p> <p>市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、地域住民への災害情報の伝達に活用されるもので、災害の予警報を一斉通報する同報通信方式が特徴的な利用形態。</p>		

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・無線施設及び周波数が異なる。</li> <li>・両市町の基地局の接続方法等を検討する必要がある。</li> <li>・高松市では、戸別受信機の設置工事費の補助を実施していない。</li> <li>・高松市では、移動系無線の更新、同報系無線の整備を検討中である。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・移動系無線の周波数は、1市町村1波が原則となっているが、高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行の2波で運用する。</li> <li>・各無線施設の接続方法については、合併時までに調整する。</li> <li>・戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市においてシステムの更新等を行うまでの間、現行のとおり運用するものとする。</p> <p>戸別受信機設置補助については、合併時までに調整するものとする。</p>

協議第31～33号資料

「その他の事業について」に関する資料

(協議第31号)	市・町民褒章制度について	50
(協議第32号)	葬斎関係事業について	51～53
(協議第33号)	青少年健全育成事業について	54

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(市・町民褒章制度)	
分類	市・町民褒章制度	
現 況		
項 目	高 松 市	香 南 町
1 名誉市・町民	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市民または高松市に縁故の深い者で、広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、その功績が卓絶しており、郷土の誇りとして市民から尊敬されている者に対し、名誉市民の称号を贈り、顕彰し、市の式典への参列や死亡の際における相当の礼をもってする弔慰など、事後の待遇措置を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市名誉市民条例 (名誉市民数) 2名(故人)</p>	<p>該当なし。</p>
2 市・町政功労賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 本市の公益の増進に寄与し、または市政の振興発展に尽力し、功労が顕著な者を、毎年2月15日の市制施行記念日に表彰する。受賞者には、式典への招待や死亡時の弔辞等の待遇を設けている。</p> <p>(根拠) 高松市表彰条例 (贈呈状況) 毎年15～20名程度表彰</p>	<p>【制度の概要】 (主旨) 町内における善行美績を顕彰するため表彰する。受賞後の待遇は、特に設けていない。</p> <p>(根拠) 香南町表彰規則 (贈呈状況) 毎年4～5名程度表彰</p>
3 市・町民栄誉賞	<p>【制度の概要】 (主旨) 高松市の誇りとなり、市の印象、評判を高めた個人・団体を表彰。</p> <p>(根拠) 高松市市民栄誉賞要綱 (贈呈状況) 1名</p>	<p>該当なし。</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<p>・香南町では、名誉町民及び町民栄誉賞を設けていない。 ・市・町政功労賞制度に差異がある。</p>

対 応 策
<p>香南町の町政功労者については、表彰後の待遇を設けていないため、高松市の待遇措置は適用しないものとする。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24-22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	市・町民葬儀	
	現 況	
項目	高 松 市	香 南 町
1 利用の対象	死亡時に市内に住所を有した者または死亡時に市外の福祉施設、病院等に入所、入院等をし、当該施設等に住所を有した者の葬儀(市外死亡者の葬儀にあつては、喪主が市内に住所を有する場合に限る。)を行う場合に限るものとする。	町内に住所を有する者が死亡した場合の葬儀及び町内に住所を有する者が喪主となる場合の葬儀で、かつ、香川郡(直島町を除く。)内の火葬場において火葬に付す場合に適用する。
2 指定業者	(要件) 市民葬儀取扱いの指定を受けようとする者の申請に基づき、葬儀業者として市内において2年以上の経験を有する者で、市民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者を市長が指定する。	(要件) 町民葬儀の取扱いに必要な飾付道具等を完備している者。
3 種類・料金等	<p>斎場公園葬</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p> <p>2 利用料金には、式場の使用料を含むものとする。</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>1 霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p>	<p>やすらぎ苑葬 120,000 円</p> <p>自宅葬・民営会館葬・寺院葬等</p> <p>A型 230,000 円</p> <p>B型 130,000 円</p> <p>霊柩車の使用については、宮型霊柩車を除く。</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
葬儀の種類に差異がある。

対 応 策
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、合併時まで調整する。

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)	
分類	葬斎場	
現 況		
項目	高 松 市	香 川 南 町
1 運営主体	高松市 (高松市斎場公園)	香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) (一部事務組合)
2 施設概要	<p>(開設日) 平成4年4月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階建</p> <p>(火葬部門) 火葬炉 10基(大型炉 2基、普通炉 8基) 汚物炉 1基 エントランスホール 告別室 3室 収骨室 2室 霊安室 会議室</p> <p>(斎場部門) 式場 1室 斎場ホール 控室 3室</p> <p>(待合部門) 待合室 5室(和室 3室、洋室 2室) 待合ホール 障害者用便所</p>	<p>【参考】 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑) 概要</p> <p>(開設日) 平成8年1月1日</p> <p>(構造・規模) 鉄筋コンクリート造 平屋建</p> <p>(火葬棟) 告別室 2室 見送りホール 火葬施設 5基(大型炉 5基) 収骨室 2室 霊安室</p> <p>(斎場棟) 斎場 1室 待合室 2室</p> <p>(待合棟) 待合ロビー 待合室 3室(和室 3室)</p> <p>(動物炉棟) 動物用焼却炉 1基</p>

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営主体に差異がある。</li> <li>・高松市では、火葬施設の市内使用料について、有料化を検討中である。</li> </ul>

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併後において、香南町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。</li> <li>・香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。</li> </ul>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香川南部葬斎場組合の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの变化を来さないことを基本に、合併時まで調整する。</p>

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(葬斎関係事業)				
分類	葬斎場				
現 況					
項目	高 松 市		香 南 町		
3 施設使用料	1 火葬施設使用料				
	区 分	単 位	使 用 料		
			市 内	市 外	
	死 体	大人(12歳以上)	1体	無 料	40,000円
		小人(12歳未満)	1体	無 料	20,000円
	死 産 児	1胎	無 料	13,000円	
	市内の使用料について、有料化を検討中。				
	2 式場使用料				
	使 用 単 位	使 用 料 (単位当たり)			
	午 前 (午前9時～正午)	市 内	31,500円		
午 後 (午後零時30分～午後3時30分)	市 外	63,000円			
市内・・・市内に住所を有する者 市外・・・市内に住所を有しない者					
【参考】 香川南部葬斎場組合(やすらぎ苑)使用料					
火葬棟施設	火 葬	区 分	単 位	料 金	
				管 内 住 民	管 外 住 民
		12歳以上	1体	20,000円	80,000円
		12歳未満	1体	10,000円	40,000円
		死産児	1胎	5,000円	20,000円
		改葬遺骸	1体	5,000円	20,000円
		系統解剖遺体	主部1体分	10,000円	40,000円
		生体分離肢体	1体分	5,000円	20,000円
	産汚物等	1人分	5,000円	20,000円	
		系統解剖遺体	残部1体分	5,000円	20,000円
斎待合場室	告別式	1時間30分以内	1回	30,000円	
		18時間以内	1回	40,000円	
		25時間以内	1回	54,000円	
		42時間以内	1回	88,000円	
待待合棟室	初七日	1室	3,000円		
		霊安室	遺体の安置	24時間まで	10,000円
動物棟	犬猫等のペットの焼却	1体	5,000円	20,000円	

部 会 名	市 民
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	24 - 22 その他の事業(青少年健全育成事業)	
分類	青少年健全育成事業	
現 況		
項 目	高 松 市	香 川 南 町
1 実施主体	高松市が運営 不登校対策事業については、教育文化研究所 他の事業については、少年育成センター	香川南地区少年育成協議会が設置している香川南地区少年育成センターにおいて運営 (塩江町・香川町・香南町で構成)
2 事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視補導業務 問題行動や非行防止のための巡視補導を行う。</li> <li>・相談業務 青少年の多様な悩みに相談対応する。</li> <li>・地区住民会議サポート 地域住民の健全育成活動を支援する。</li> <li>・不登校対策 高松市塩上町に適応指導教室「虹の部屋」を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開</li> <li>・その他 環境浄化活動・広報啓発活動・研修等を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡視補導業務 高松市と同じ。</li> <li>・相談業務 高松市と同じ。</li> <li>・地区住民会議サポート 高松市と同じ。</li> <li>・不登校対策 香川町に適応指導教室を設置し、不登校の児童生徒の相談・指導等不登校対策を展開</li> <li>・その他 高松市と同じ。</li> </ul>

部 会 名	教 育
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体に差異がある。</li> <li>・高松市の制度に統一した場合、香南町地域の不登校対策(適応指導教室事業)については、通級の距離が遠くなる。</li> </ul>

対 応 策
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。 なお、香川南地区少年育成協議会の組織等に変更の必要が生じた場合については、改めて協議する。</p>

調 整 案
<p>高松市の制度に統一する。 ただし、香南町地域における青少年健全育成事業については、合併年度に限り、現行のとおりとする。 なお、香南町地域における不登校対策(適応指導教室事業)については、現行のとおりとする。</p>